

# 神石高原町



## 高齢者の補聴器購入費を助成します

神石高原町では、聴力の低下により日常生活に支障のある高齢者を対象に、社会参加や地域交流を促し、認知症やフレイル予防を図ることを目的として、補聴器の購入費用を助成します

### ●対象者

次のすべての要件にあてはまる人

- ・神石高原町に住民登録のある、65歳以上の人
- ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満である人、  
または補聴器相談医が、補聴器の使用が必要と認めた人
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でない人
- ・過去に一度もこの事業の助成を受けたことがない人

### ●助成内容

※1人1回限り

- ・補聴器等購入費(税込)の**3分の2**を助成します(上限:30,000円)
- ※ 助成対象は補聴器本体と付属品(電池、充電器及びイヤモールド)です
- ※ 片耳型、両耳型は問いません
- ※ 受診料、検査費用、意見書料等は助成対象外です(自己負担)
- ※ 故障、修理、メンテナンスなどは助成対象外です
- ※ 助成金交付の決定前に購入したものは助成対象外です

**※注意！ 補聴器購入前に申請が必要です！**

### ●お問い合わせ先

神石高原町役場 福祉課 高齢者福祉係  
TEL 0847-89-3377



# 手続きの流れ

## (1) 申請書類の取得

役場(福祉課) 窓口で書類を受け取る

※申請書は町ホームページからダウンロードすることもできます

- ・申請書(様式1号) ・意見書(様式2号)
- ・実績報告及び請求書(様式4号)



## (2) 意見書の作成

補聴器相談医が在籍する医療機関を受診し、補聴器相談医に意見書(様式2号)を記入してもらう

※対象医療機関は、町ホームページのリンクからも確認できます



## (3) 見積書の作成

認定補聴器技能者がいる販売業者で見積書を作成してもらう

※対象販売業者は、町ホームページのリンクからも確認できます



## (4) 購入前に必要書類を提出

役場 福祉課へ次の書類を提出する(郵送可)

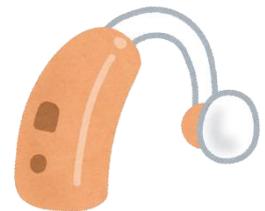
- ・申請書(様式1号) ・意見書(様式2号)(※6か月以内に作成したもの)
- ・補聴器販売業者が作成した見積書



## (5) 補聴器購入

役場 福祉課から助成決定通知書が届いたら、見積を取得した販売業者と契約し、購入費を支払う

※助成決定通知が届くまでは補聴器を購入しないでください



## (6) 補聴器購入後の書類の提出

契約手続き後、40日以内に次の書類を役場 福祉課へ提出する(郵送可)

- ・実績報告及び請求書(様式4号)
- ・補聴器販売業者が作成した領収書、内訳明細書

➔ 後日、指定口座に助成金が振り込まれます